

○調布市教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則

平成16年1月23日教育委員会規則第1号

改正

平成17年3月24日教委規則第3号

平成28年3月31日教委規則第3号

令和4年3月31日教委規則第3号

調布市教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、調布市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成15年調布市条例第30号。以下「条例」という。）第12条の規定により、調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等について必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 条例第3条の規定による申請は、指定申請書（第1号様式）による。

(指定書の交付等)

第3条 委員会は、条例第6条第1項の規定により、指定管理者として指定した法人その他の団体に対し、指定書（第2号様式）を交付するものとする。

2 委員会は、条例第3条の規定による申請をした法人その他の団体のうち、指定管理者として指定しないものに対し、指定管理者不指定通知書（第3号様式）を通知するものとする。

(指定の告示)

第4条 条例第6条第2項の規定による指定管理者を指定した旨の告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者として指定した法人その他の団体の名称及び所在地
- (2) 当該指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
- (3) 当該指定管理者の指定の期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(事業報告書)

第5条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を委員会に提出しなければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況

- (2) 管理の業務を行う公の施設の利用状況
- (3) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (4) 管理に係る経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項
(指定の取消し等)

第6条 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命ずるときは、指定の取消しについては指定取消書（第4号様式）により、管理の業務の停止命令については業務停止命令書（第5号様式）により当該指定管理者に通知するものとする。

2 委員会は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときは、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 当該指定管理者の名称及び所在地
- (2) 当該指定の取消し又は管理の業務の停止命令の対象となる公の施設の名称
- (3) 管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときは、当該停止の期間
- (4) 管理の業務の一部の停止を命じたときは、当該停止を命じた管理の業務の範囲
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

3 指定管理者は、第1項の規定による指定の取消しの通知を受けたときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に、前条に規定する事業報告書を委員会に提出しなければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月24日教委規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日教委規則第3号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(調布市教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

5 第4条の規定による改正前の調布市教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続

等に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年3月31日教委規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

指 定 申 請 書

年 月 日

調布市教育委員会 あて

申請者

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

指定管理者の指定を受けたいので、調布市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 施設の名称

2 添付書類

指 定 書

下記のとおり指定管理者として指定します。

調布市教育委員会 印

記

1 所在地

2 団体名

3 指定管理者として指定する施設の名称

4 指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

文 書 番 号
年 月 日

あて

調布市教育委員会 印

指 定 管 理 者 不 指 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のありました指定管理者の指定につきましては、
下記の理由により指定しないことに決定しましたので通知します。

記

指定しない理由

あて

調布市教育委員会 印

指 定 取 消 書

年 月 日付け 号による指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、下記のとおり指定を取り消しします。

記

1 指定を取り消す施設の名称

2 指定を取り消す理由

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

あて

調布市教育委員会 図

業 務 停 止 命 令 書

年 月 日付け 号の指定により行っている管理の業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、下記のとおり業務の（全部・一部）の停止を命じます。

記

- 1 業務の停止を命ずる施設の名称
- 2 業務の停止の期間
- 3 業務の一部の停止命令に係る当該停止を命ずる業務の範囲
- 4 業務の停止を命ずる理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。